

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所

〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F

TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 「職場におけるパワハラ行為」の定義を明確化

◆初めて「パワハラ」の定義を明確化

厚生労働省のワーキンググループは、職場におけるパワー・ハラスメント（パワハラ）に該当する可能性のある行為を6つに類型化した報告書をまとめました。

この報告書では、パワハラの定義が初めて明確化されるとともに、企業が取り組むべき対策についても紹介しています。

◆パワハラとはどのような行為か？

パワハラは、一般的に「職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に業務の適切な範囲を超えて、精神的・身体的な苦痛を与えたり、就業環境を悪化させたりする行為」とされています。

上司から部下への「いじめ」や「嫌がらせ」を指して使われることが多いのですが、人間関係や専門知識などで優位な立場にある同僚や部下から受ける嫌がらせなども含まれるとされています。

◆パワハラに該当する行為(6分類)

今回の報告書では、職場のパワハラに該当する行為について、次の6つに分類しています。

- (1) 暴行・傷害などの「身体的な攻撃」
- (2) 侮辱や暴言などの「精神的な攻撃」
- (3) 無視などの「人間関係からの切り離し」
- (4) 遂行不可能なことへの強制や仕事の妨害などの「過大な要求」
- (5) 能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることなどの「過小な要求」
- (6) 私的なことに過度に立ち入る「個の侵害」

ただ、職場におけるパワハラは「業務上の指導との線引きが難しい」との意見もあり、報告書では(4)～(6)については「業務の適正な範囲内」であれば本人が不満に感じたとしてもパワハラには該当しないとしています。

◆予防と解決のために積極的な取り組みを

企業におけるパワハラの予防と解決には、組織トップによるメッセージや、就業規則での規定化、予防・解決のためのガイドラインの作成、教育研修の実施、企業内外における相談窓口の設置等が効果的です。

パワハラ被害を受けた従業員が、人格を傷つけられたこと等により心の健康を悪化させ、休職・退職に至るケースや、周囲の人たちの意欲が低下し、職場全体の生産性に悪影響を及ぼすケースもあり、パワハラが企業にもたらす損失は非常に大きいと言えます。そのため、パワハラ問題への取り組みを企業が積極的に進めることが求められます。

任せていただく信頼に

しっかりお応えするのが

CARREL の“使命”です。

CARREL の6つの使命として

- ◇ 就業規則
- ◇ 人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 採用・教育研修
- ◇ 行政調査
- ◇ 各種助成金

を考えています。

これらのお悩みを解決させて頂くことが、貴社の成長に貢献できる近道だと思っております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人材派遣会社へ入社。
人材派遣会社では約10年間、総務・人事、派遣コーディネーターなど多岐に渡る業務に従事。現在は、社労士実務だけでなく、資格学校や大学等にてメンタルヘルスや再就職支援等の講師を担当。



3月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- ◇ 個人の青色申告の承認申請書の提出<新規適用のもの>
[税務署]
- ◇ 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- ◇ 個人事業税の申告 [税務署]
- ◇ 贈与税の申告期限
<昨年度分> [税務署]
- ◇ 所得税の確定申告書の提出
[税務署]
- ◇ 確定申告税額の延期の届出書の提出
[税務署]

31日

- ◇ 健保・厚生年金保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

2. 「企業の採用基準」と「学生のアピールポイント」

◆求人企業と学生を対象に

求人情報サイトを運営しているエン・ジャパン株式会社では、求人企業（635社が回答）と2013年3月に卒業予定の学生（2,221人が回答）を対象に実施したアンケート調査の結果を発表しました。

企業側が考えている採用基準と学生側のアピールポイントには、わずかにギャップが見られるようです。

◆企業はどのように考えているか？

企業による「自社の採用基準」ベスト5は次の通りでした。

- (1) 主体的・積極的に行動できる（71.0%）
- (2) 他者と協調することができる（36.7%）
- (3) チャレンジ精神がある（30.1%）
- (4) 明るく感じの良い振る舞いができる（26.3%）
- (5) ストレス耐性が高い（17.6%）

◆学生はどのように考えているか？

学生が想像する「企業の採用基準」ベスト5は次の通りでした。

- (1) 主体的・積極的に行動できる（37.7%）
- (2) チャレンジ精神がある（10.9%）
- (3) 他者と協調することができる（10.4%）
- (4) 明るく感じの良い振る舞いができる（7.3%）
- (5) 礼儀やマナーがしっかりしている（6.6%）

◆学生のアピールポイント

そして、学生が考えている「選考で最もアピールしたいポイント」ベスト5は次の通りでした。

- (1) 他者と協調することができる（20.5%）
- (2) 継続性がある（14.6%）
- (3) 主体的・積極的に行動できる（11.4%）
- (4) 明るく感じの良い振る舞いができる（10.1%）
- (5) 目標達成への意識が高い（9.0%）

3月の花歳時記

【ホワイトデー】

3月14日のホワイトデーといえば、バレンタインデーに女性からチョコレートもらった男性が、お返しに菓子などの贈り物をする日なのですが、元はバレンタイン司教の殉教からひと月後、その男女はあらためて二人の永遠の愛を誓い合ったという話に由来します。



【春分の日】

春分、秋分の日をはさむ前後七日間を「彼岸」といい、お彼岸は春分の日と秋分の日を中日(ちゅうにち)・中心とし、前後三日、合わせて七日間をいいます。「春分の日」は「自然をたたえ、生物をいつくしむ」、「秋分の日」は「先祖をうやまい、亡くなった人をしのぶ」といいます。故人となって初めて迎えるお彼岸は、亡くなった方のためにより丁寧に供養してあげたいものです。